

習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針

6 会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開とする。ただし、当該会議の内容が次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に会議に諮り、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、習志野市情報公開条例（平成 9 年条例第 17 号。以下「情報公開条例」という。）第 8 条各号の規定に該当する情報に関し、審議、審査等をする場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

7 会議の公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会場に一定の傍聴席を設け、傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）及び公募委員に応募し、公募委員とならなかつた者で傍聴を希望する者（以下「特別傍聴人」という。）に傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴を認められた傍聴希望者及び特別傍聴人（以下「傍聴人」という。）の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち情報公開条例第 8 条各号の規定により非公開とすることができる情報が記載されているものを除く。
- (4) 審議会等の会議において（3）で閲覧に供した会議資料は、傍聴人へ提供するよう努めるものとする。ただし、当該会議資料のうち、図面、地図、写真、有料冊子等配布が困難な場合及び会議資料が相当量になる場合については、この限りでない。
- (5) 傍聴手続は、別に定める。

習志野市情報公開条例

(非公開情報)

第8条 公開しないことができる情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報

イ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、公開しても、本号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報

ウ 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名に関する情報

エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要であると認められるものを除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関からの要請を受けて、法人等又は個人によって、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたものであって、社会通念上、公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

(3) 公開することにより、犯罪の予防及び捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国、他の地方公共団体、公共団体若しくは公共的団体(以下「国等」という。)との間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市又は国等の機関が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報